

**全国家計構造調査が行われます**

この調査は、世帯の所得分布および消費の水準、構造等を全国的・地域別に明らかにする調査です。

対象となった世帯には、東京都知事が任命した調査員が、調査書類を配布いたします。インターネットまたは紙の調査票での回答を願います。

**▽期間** 10～11月

**▽対象** 全国から無作為に選定した約9万世帯

**▽調査事項** 家計簿、年収・貯蓄等調査票、世帯票の3種類の調査票

**▽問合せ** 総務課調査統計係  
TEL(5246) 1462

**谷中防災コミュニティセンター10月の日曜休館日変更について**

年末にかけて、襖・障子の張り替えが大変混み合います。早めにお申し込みください。

**▽問合せ** 台東区シルバー人材センターTEL(38864) 3338

**谷中防災コミュニティセンター10月の日曜休館日変更について**

毎月、第2日曜日が休館日ですが、10月は谷中まつりが開催されるため、休館日を10月6日(日)に変更します。

**▽理解** ご協力をお願いします。

**▽問合せ** 西部区民事務所谷中分室TEL(38888) 92991

谷中児童館  
TEL(38824) 4043

中央図書館谷中分室  
TEL(38824) 4041

**創業支援施設「台東デザインズビレッジ」令和2年4月入居者募集**

台東デザインズビレッジは、クリエイターやデザイナーが企業経営者として育ち、自立していくための環境や支援を提供する施設です。共同で利用できる制作室や

**▽問合せ** 総務課調査統計係  
TEL(5246) 1462

**お彼岸期間中の土曜日・休日は「東西めぐり」が迂回運行します**

ダイヤ乱れを緩和するため、一部区間の迂回を行います。

※詳しいルート・ダイヤは区ホームページまたはバス停留所の掲示をご覧ください

**▽日程** 9月21日(土)・23日(祝)

**▽問合せ** 交通対策課  
TEL(5246) 1361

**9月20日～26日は動物愛護週間です～動物は責任と愛情を持って最後まで飼いましょう！～**

**●動物の正しい飼い方** 飼い主が正しい飼い方を知らないと、動物の健康を害するだけでなく、動物が人に迷惑や危害を及ぼす原因にもなります。飼い主は、動物の習性や生理を理解し、愛情をもって終生飼養する責任があります。愛護動物(犬・猫など)を遺棄(捨てること)した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、みだりに殺したり傷つけた場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金になります。

**●身元の表示** 迷子になった動物を容易に見つけるために、犬には登録時に交付される「鑑札」を、猫やその他の動物には名札を付けましょう。災害時の発見にも役立ちます。

**●不妊去勢手術** 繁殖を望まない場合は、もらい手のない不幸な命を生み出さないためにも、手術を実施しましょう。手術を受けると性格が穏やかになり、飼育しやすくなるなどの利点もあります。

**●動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されました** 今年の6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。この法改正により、飼い主は犬または猫にマイクロチップ(個体識別用電子標識器具)を装着させることが努力義務になります。

**●台東区・環境省・東京都・動物愛護団体共同主催一どうぶつ愛護フェスティバル**

**「共に生きる～シニアペットとシルバー世代～」** 日時①屋外イベント・9月14日(土)午前11時～午後4時 ②屋内イベント・9月22日(日)午後1時～5時30分 場所①上野公園噴水前広場・上野動物園 ②生涯学習センター 内容①動物愛護セミナー、スタンプラリー、アニマルフォトスタジオほか ②講演会・パネルディスカッション・「芸犬 猫と地域との共生を考える会」によるコンサート(9月21日(土)正午までにどうぶつ愛護フェスティバルホームページから申込み)

**犬にはしつけを**

しつけは、人と犬が同じ社会のなかで共に暮らすために不可欠なものです。災害時にも、他人に迷惑をかけないばかりでなく、素早い避難行動ができ、大切な家族の命を救うことができます。

**●犬の散歩・トイレマナー** ①散歩の際は、リードで犬を確実につなぎ、リードは飼い主が犬を制御できる長さに調整しましょう ②ふんは必ず持ち帰り、自宅で処分し、尿は水で流すなどの配慮をしましょう ③排せつは、ほかの人の迷惑にならない場所でさせましょう(しつけ次第では、外で排せつせず、自宅の一定の場所(トイレ)で排せつできるようになります)

**10月1日(火)から年金生活者支援給付金制度がはじまります**

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

**■対象となる方**

**●老齢基礎年金を受給している方**  
以下の要件をすべて満たしている必要があります  
・65歳以上である  
・世帯員全員の住民税が非課税となっている  
・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

**■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**  
以下の要件を満たしている必要があります  
・前年の所得額が約462万円以下である

**■請求手続き**

**●平成31年4月1日以前から年金を受給している方**  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入し提出してください。

**●平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方**  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または区役所で請求手続きをしてください。  
※制度など詳しくは、下記へお問合せください。

**問合せ** 『給付金専用ダイヤル』TEL 0570(05) 4092(ナビダイヤル) 上野年金事務所 TEL(3824) 2511

**プレミアム付商品券の購入引換券を送付します**

購入の対象となる非課税の方および子育て世帯の方に、購入引換券を今月より順次、簡易書留で郵送します。

※非課税世帯の方は申請に基づき交付

**▽販売期間** 10月1日(火)～令和2年2月14日(金)(令和2年は毎週水曜日と最終日のみ販売)

**▽販売時間** 午前10時～午後4時(水曜は午後7時まで)

**▽販売場所** 区役所3階階会議室(12月27日(金)まで)、区役所10階会議室(2年1月8日(水)から)

**▽購入方法** 購入引換券と本人確認書類を提示して購入(現金のみ)

※購入引換券をお持ちの方は、必ず購入いただけます。販売初日は混雑が予想されますので、余裕をもってお越しください。

**▽問合せ** 産業振興課  
TEL(5246) 1142

**創業支援施設「浅草ものづくり工房」令和2年4月入居者募集**

区内地場産業のものをづくりを支え、活性化に貢献していただける区内創業を目指す職人・クリエイターや事業拡大を図ろうと考えている創業期の事業者

**▽募集室数** 4室

**▽申込期間** 10月1日(火)～11月5日(火)

※募集要項等、詳しくは台東デザインズビレッジホームページをご覧ください。

**▽問合せ** 産業振興課  
TEL(5246) 1143

**●ペットロス乗り越えるレシピ～グリーンフェアセミナー～(要申込)** 日時9月26日(木)午後2時～3時30分 場所台東保健所3階大会議室 定員80人(先着順) 講師阿部美奈子氏(獣医師・グリーンフェアアドバイザー) ※動物を連れての参加は不可

**●保護犬の新しい飼い主を支援します～保護犬の登録手数料などを免除します～** 東京都動物愛護相談センターでは、保護した犬を新しい飼い主へ譲渡しています。そこで、新しく犬を飼う方に保護犬を第一選択肢として考えてもらえるよう、保護犬の譲渡を受けた区民の方に次の支援を行います。①犬の登録手数料(3,000円)の免除 ②狂犬病予防注射済票交付手数料(550円)の初回免除 ③「台東区犬のしつけ教室」への参加費(2,000円)の免除 ④集合注射事業における狂犬病予防注射接種料(3,100円)の初回免除※譲渡推進のための登録手数料等の免除は、環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」に基づくモデル事業として、全国初の取り組みです。 対象東京都動物愛護相談センターから保護犬の譲渡を受けた方(譲渡団体を經由して犬を譲り受けた場合を含む) 申請方法東京都動物愛護相談センターまたは東京都登録譲渡団体発行の「管理番号証明書」を右記問合せ先へ持参

**猫の飼育は屋内で**

屋内飼育は、感染症のリスクが低く、交通事故の心配もありません。屋内飼育を成功させるには、猫が上下運動できるような家具などに登れる工夫をする、専用のトイレ・つめ研ぎなどを用意する、不妊去勢手術をすることなどが大切です。

**●「飼い主のいない猫」対策～地域猫活動の支援～** 増えすぎた飼い主のいない猫(野良猫)の問題を解決するため、保健所では「地域猫活動」を支援しています。野良猫に不妊去勢手術を施し、これ以上不幸な猫をつくらせず、新たな猫の遺棄を防止し、今いる猫は、地域猫として寿命を全うするまで、ルールを守って愛護し管理していく活動です。 活動内容①野良猫に不妊去勢手術を行い、不幸な猫が増えないよう管理する ②手術後は、餌やりルールを守り、食べ残しを片付ける ③野良猫用トイレの設置や清掃活動で、地域のふん尿被害をできるだけ減少させる ④再び猫が捨てられないよう、捨て猫防止パトロールを行う ⑤屋内飼育ができそうな猫は、飼い主を探す

区では、地域猫活動に取り組む区民や町会に対し、不妊去勢手術費用を助成しています。また、毎年「地域猫講習会」を開催し、適正な地域猫活動や餌やりルールについて普及啓発を行い、一日も早く不幸な猫が減るよう、活動を支える地域猫ボランティアの育成に努めています。活動へのご理解とご協力をお願いします。

**申込み・問合せ** 台東保健所生活衛生課 愛護動物管理担当 TEL(3847) 9437